

(仮称) 甲賀市自治基本条例 骨子素案

前文

I. 総則

1. まちづくりの基本理念
2. 目指すまちの姿
3. 条例の目的
4. 条例の位置づけ
5. 定義

II. まちづくりの基本原則

6. 市民の権利
7. 市民参加
8. 子ども
9. 学びと教育
10. 多文化共生
11. 安全・安心のまちづくり
12. 情報の共有及び提供

III. 各主体の役割と責務

13. 市民の役割と責務
14. 企業・事業者の役割と責務
15. 議会・議員の役割と責務
16. 市長等の役割と責務

IV. まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会
18. 自治振興会
19. 協働によるまちづくり
20. 市民活動
21. 住民投票

V. 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係
23. 情報の公開
24. 個人情報保護
25. 行政運営の基本原則
26. 総合計画
27. 財政運営
28. 財産管理
29. 行政評価
30. 説明責任

VI. 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

前 文

0. 前 文

私たちのまち甲賀市は、鈴鹿山脈の山々や数々の清流など、緑と水が織成す豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

古琵琶湖層の肥沃な大地は、おいしい米や茶を育て、薬業や窯業等の地場産業を生み、発展させてきました。

歴史をひもとくと、古くには紫香楽宮が置かれ、また近世においては東海道の宿場町が設けられ、多くの人が行き交う交通の要衝として栄えてきた他、城下町等も建設されました。

さらに、中世に活躍した甲賀忍者発祥の地として全国的にも良く知られるほか、この時代には、甲賀郡中惣の輝かしい自治の歴史もあります。

私たちは、先人が長年にわたり培ってきたこうした歴史と文化に誇りを持ち、地域に対する愛情を育み、自らとそして未来ある子ども達のために、地域課題の解決に向けて協力して取り組まなければなりません。

そこで、一人ひとりが郷土愛を持ち、自治の担い手としての自覚を持ってまちづくりに取り組み理想郷を実現していくために、基本理念や基本原則を掲げ、日本国民たる甲賀市民として、ここに崇高なまちづくりの指針となる甲賀市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

1. まちづくりの基本理念

甲賀市のまちづくりは、甲賀市市民憲章に掲げる理念に則り押し進めていきます。

2. 目指すまちの姿

まちづくりの担い手は市民であり、市民自らが輝き続けられるために、次に掲げる甲賀市のあるべき姿を考え、その実現に向けて行動するものとします。

- ① 市民が相互の理解を深め、それぞれの個性や能力を尊重できる差別のないまち
- ② 市民が自然や歴史・文化を理解し、地域の特性を生かしながら、時代

の変化に対応できる活力のあるまち

- ③ 市民が共に生き、お互いに支えあって安心して暮らすことができる福祉のいきとどいた住みよいまち

3. 条例の目的

この条例は、まちづくりの基本原則や、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務など、甲賀市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自治の進展を図り、安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

4. 条例の位置づけ

- ① この条例は、甲賀市のまちづくりにおけるすべての仕組みや活動の基本となるものです。

5. 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによります。

- ① 市民 市内に居住する人、市内に通勤又は通学する人、市内で事業又は活動を行う個人、企業・事業者又はその他の団体をいいます。
- ② 地域住民 それぞれの地域に居住している人をいいます。
- ③ 市長等 市長及び法律の定めるところにより設けている委員会又は委員の他、職員等の補助機関を含みます。
- ④ まちづくり 2に掲げるまちの姿を実現するために行われるすべての活動をいいます。
- ⑤ 協働 市民、議会及び市長等のうち複数の者が対等な関係のもと、連携・協力することをいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

6. 市民の権利

- ① 市民はまちづくりの担い手であり、市政に関する情報を知る権利を持つとともに、市長等をはじめ、さまざまな団体等と協働して、まちづくりに積極的に関わる権利を持っています。
- ② 市民及び市長等は、性、年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが等しく個人として尊厳と権利が尊重され、障がい児・障がい者も含め、誰もが地域で社会生活を営み安全にかつ安心して暮らしていける社会を実現します。

7. 市民参加

- ① 市民は、それぞれの立場を尊重し合いながら、まちづくりに関心をもって積極的に参加するよう努めます。
- ② 市長等は、まちづくりの担い手である市民が、自ら考え、働きかけ、決定に関われるしくみづくりに努めます。

8. 子ども

子どもは、生きる、守られる、育つ権利を持つとともに、年齢にふさわしい形でまちづくりに参加・参画する権利を保障されます。

9. 学びと教育

- ① 市民は、自らの生活をよりよくし、まちづくりに活かせるよう、生涯にわたり積極的に学ぶことに努めます。
- ② 市民及び市長等は、誰もが生涯にわたり積極的に学べる環境づくりに努めます。
- ③ 市民及び市長等は、社会全体で子どもを育てていくために家庭、学校及び地域の環境を整えることに努めます。

10. 多文化共生

- ① 市長等は、市民が多様な文化とふれあうことができる環境を整えます。
- ② 市民及び市長等は、世界の人々と互いの文化を認めあい、多様な文化が共存できるまちづくりを推進します。

11. 安全・安心のまちづくり

- ① 市民は、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、常日頃から学習や安全点検、訓練などを通じて安全・安心に関する意識の向上を図るとともに、大規模な自然災害その他あらかじめ予測のできない事態（以下「災害等」という。）への備えを行うよう努めます。また、災害等が発生したときには、自らの安全を確保したのち、市民の協力・連携により対処するよう努めるものとしします。
- ② 市民は、区・自治会等を単位に自主防災組織等を設立するなどにより、地域における安全・安心に関する組織的な活動の促進に努めます。
- ③ 市長等は、市民と協力・連携し、災害等に対応する計画及び情報共有の仕組みを整備し、危機管理に努めなければなりません。また緊急時にはこれらと協働のもと、迅速かつ適切に対応しなければなりません。

1 2. 情報の共有及び提供

- ① 市民、議会及び市長等は、市民参画によるまちづくりを推進するために、まちづくりに関する情報を互いに共有し、提供します。
- ② 議会及び市長等は、保有する情報が、市民共有の財産であることを認識し、適正に管理します。

第3章 各主体の役割と責務

1 3. 市民の役割と責務

- ① 市民は、まちづくりのために自ら考え、積極的に行動するとともに、互いが支え合います。
- ② 市民は、地域社会の一員として社会的規範を守り、互いを尊重し、自らの言動に責任を持ちます。

1 4. 企業・事業者の役割と責務

企業・事業者は、地域社会の一員として、他の市民・市長等と協力・連携し、まちづくりに貢献します。

1 5. 議会、議員の役割と責務

- ① 議会は、市民の声がまちづくりに反映されるように努めるとともに、その過程を市民に明らかにします。
- ② 議員は、甲賀市政を担う者として、夢と将来を見通す力をもって、まちづくりに積極的に取り組むよう努めます。

1 6. 市長等の役割と責務

- ① 市長等は、全体の奉仕者として、公平、誠実かつ効率的に職務を遂行し持続可能な市政運営を推進します。
- ② 市長等は、市政運営の方針を明らかにするとともに、広く市民の意見を聴き適切に反映させます。
- ③ 市長等は、職務の遂行に必要な知識の習得及びまちづくりを推進するために必要な能力の向上に取り組むものとします。
- ④ 市長等は、まちづくりのために積極的に市の魅力を発信します。

第4章 まちづくりを実現する仕組み・制度

17. 区・自治会

- ① 区・自治会は、地域住民を代表する自治組織です。
- ② 地域住民は、互いに協力し、助け合いながら、積極的に区・自治会の諸活動に参加して地域の現状及び課題をみんなで共有し、住みよい地域社会をつくりまします。
- ③ 市長等は、区・自治会を尊重し、互いに協力しあえる関係をつくりまします。

18. 自治振興会

- ① 自治振興会は、概ね小学校区ごとに設けられ、区・自治会等の関係団体との連携のもと、広域的な地域課題の解決を図りながら、住みよい地域社会をつくりまします。
- ② 自治振興会は、その地域に住む、または活動するすべての市民を会員とし、それぞれの自治振興会で策定したまちづくり計画に基づきより多くの人の参画と自由な発想により特色あるまちをつくりまします。
- ③ 市長等は、自治振興会の地域特性や実情に合わせた取り組みに対して必要な支援を行います。

19. 協働によるまちづくり

市民・議会及び市長等は、相互に信頼関係を築き、協働してまちづくりに努めます。

20. 市民活動

- ① 市民は、よりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的・自立的な活動に努めます。
- ② 市長等は、市民自らが行う自主的・自立的な活動の積極的な支援に努めます。
- ③ 市民及び市長等は、地域の将来を担う人材の発掘と育成、及びその組織づくりに努めます。

21. 住民投票

市長は、市政に係る重要事項について、必要があると認められる場合には、別に条例を定めることによって、住民投票を実施することができます。

第5章 行政運営・行政評価等

22. 国・県・地域との関係

市長等は、まちづくりを進めていくに当たっては、国・県及び近隣自治体と積極的に協力・連携を図るとともに、国及び県との間に、地方自治の本旨に基づいた適正な関係を築きます。

23. 情報の公開

議会及び市長等は、市政について、市民にわかりやすく公正に提供する責務を全うするため、法令及び別に定める条例により制限される場合を除いて、保有する情報を適正に公開します。

24. 個人情報保護

- ① 議会及び市長等は、基本的人権を守るために保有する個人情報を適正に管理するとともに、取扱いに関しても個人の権利や利益が侵害されることのないように、適切な措置を講じなければなりません。
- ② 市民は、市民による個人情報の取り扱いに関し個人の権利や利益が侵害されることのないよう努めます。

25. 行政運営の基本原則

- ① 市長等は、総合的かつ計画的な視点に立ち、効率的で、公正かつ透明性の高い行政を行うものとします。
- ② 市長等は、その事務を処理するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。

26. 総合計画

市長等は、議会の議決を経て定められた基本構想及び基本計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営をしなければなりません。

27. 財政運営

市長等は、予算の編成及びその執行に当たっては、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努めます。

28. 財産管理

市長等は、所管する公有財産について適正に管理し、効果的に活用します。

29. 行政評価

市長等は、市民の意見を取り入れた行政評価を行うとともに、その結果を行政運営に反映させるよう努めます。

30. 説明責任

市長等は、行政運営の情報をその計画から実施・評価に至るまで、市民に対し適時・適切に公表して透明性を高め、説明責任を果たします。

第6章 条例の実効性の確保

31. 条例の見直し・推進

- ① 市長等は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例が甲賀市にふさわしいものか、社会情勢に適合したものかについて、本条例にかかげるまちづくりの基本原則に基づき検討を進めます。
- ② 市長等は前項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じます。